

事務局説明資料

令和6年6月13日
株式会社野村総合研究所

eシールに係る検討会での検討結果

- ✓ **eシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価を実現**するため、令和5年9月より「eシールに係る検討会」を開催。**総務大臣によるeシールに係る認定制度の創設等**を内容とする「**最終取りまとめ**」を令和6年4月に公表。あわせて、eシールに係る技術・運用上の基準を示した「**eシールに係る指針**」を改正。

「eシールに係る検討会 最終取りまとめ」の概要

① eシールの保証レベル

- 総務大臣の認定を経たeシール認証業務によって保証されるeシール（**保証レベル2のeシール**）の他、認定を経ずに、より低コスト・簡易な手続で大量発行されるeシール（**保証レベル1のeシール**）についても活用を促していくことが必要。

② eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲と記載事項等

- 認定に係るeシール用電子証明書では「**法人番号**」を用いて組織を一意に特定するが、個人事業主は、認証局で同姓同名の個人事業主を一意に特定できる公的番号体系が存在しないことから、引き続きの検討課題と整理。
- 認定に係るeシール用電子証明書のフォーマットとして**ITU-T X.509**を使用することとし、トラストサービスの種別等を区別するための識別子である共通証明書ポリシーOID（Object Identifier）体系を整備する。

③ リモートeシール

- クラウド上でユーザの秘密鍵を管理する「**リモートeシール**」について、今後活用が見込まれるものの、デジタル庁の電子署名法における「リモート署名」の議論の動向も踏まえて検討する必要があるため、引き続きの検討課題と整理。

④ 認定制度の在り方

- 認定の有効期間は2年間とし、認定に係る調査等は指定調査機関に実施させることとする。

- 令和6年度中のeシールに係る認定制度の創設に向けて、「eシールに係る検討会 最終取りまとめ」や「eシールに係る指針（第2版）」で示された方向性を踏まえながら、**制度運用に必要な関係規程の策定に資する検討を行う場として本会合を設置。**

主な検討内容

- ① 技術・設備・運用の基準策定（CP/CPSに最低限記載すべき事項の整理を含む。）
- ② 電子署名法の認定制度等を用いた適合性評価等の効率化 等

検討体制

※敬称略、五十音順

No.	氏名	所属
1	伊地知 理	一般財団法人日本データ通信協会トラストサービスセンター 所長
2	漆畠 賢二	GMOグローバルサイン株式会社事業企画部 部長
3	岡本 昭彦	セコムトラストシステムズ株式会社CX推進本部G-ID業務部 部長
4	小田嶋 昭浩	株式会社帝国データバンクプロダクトデザイン部ネットソリューション課 副課長
5	柿崎 淑郎	東海大学情報通信学部 准教授
6	宿谷 昌弘	サイバートラスト株式会社R&Dセンター センター長
7	中村 克巳	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社トラストサービス部 シニアプロフェッショナル
8	濱口 総志	慶應義塾 大学SFC研究所 上席所員
9	米谷 嘉朗	一般財団法人日本情報経済社会推進協会デジタルトラスト評価センター 主席研究員

・事務局：総務省サイバーセキュリティ統括官室、野村総合研究所

本会合における関係規程の検討方法

- 本会合においては、**R6年度中に総務大臣によるeシールに係る認定制度の運用を開始することを所与の条件**とし、適合性評価の効率化等に配慮しながら、我が国でeシールを普及させる上で適した技術・設備・運用基準など必要な内容を取りまとめる。
- 関係規程案を検討するに当たって、検討範囲、ドラフト検討方法及び作業の進め方については以下のとおりとしたい。
(←本日結論を出したい事項)

関係規程の検討方法

前提

- 総務大臣によるeシールに係る認定制度は、タイムスタンプに係る認定制度と同様、**総務省告示（eシール用認証業務の認定に関する規程）**で創設する。
- 当該認定制度における認定対象は、「**eシール用認証業務**」単位とする。

検討範囲

- 本会合の検討範囲は、総務省告示の細則とする。
- 認定の対象となる「eシール用認証業務」に係る技術・設備・運用基準等を検討するが、リモートeシールサービス提供事業者を排除しない規定となるよう配慮する。

ドラフト検討方法

- eシール用認証業務の認定に関する規程（案）（eシールに係る検討会 参考資料7-1）を基にして、その配下の細則案を作成する。
- 既存認定制度（電子署名・タイムスタンプ）の各種文書^{※1}やR4年度調査研究の成果物である適合性評価基準案を活用可能な範囲で最大限に活用する。
- なお、諸外国との国際的な整合性も考慮して、我が国に適した制度となるように、必要に応じて諸外国の基準を盛り込む。

作業の進め方

- 細則を複数作成する場合、上位の細則から内容を固める。
- その後、下位の細則の内容を検討する順序で検討を行い、必要に応じて上位の細則も見直しながら作業を進める。

※1：主に「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」、「特定認証業務の認定に係る調査表」及び「時刻認証業務の認定に関する実施要項」を指す。

- eシールに係る認定制度と類似の既存認定制度である電子署名とタイムスタンプに係る認定制度に関する法令体系と文書体系は以下のとおり。
- タイムスタンプに係る認定制度については、令和6年度調査研究事業において、「時刻認証業務の認定に関する実施要項」で規定されている要求事項等を具体化したガイドラインについて検討予定。

電子署名関連の法令一覧

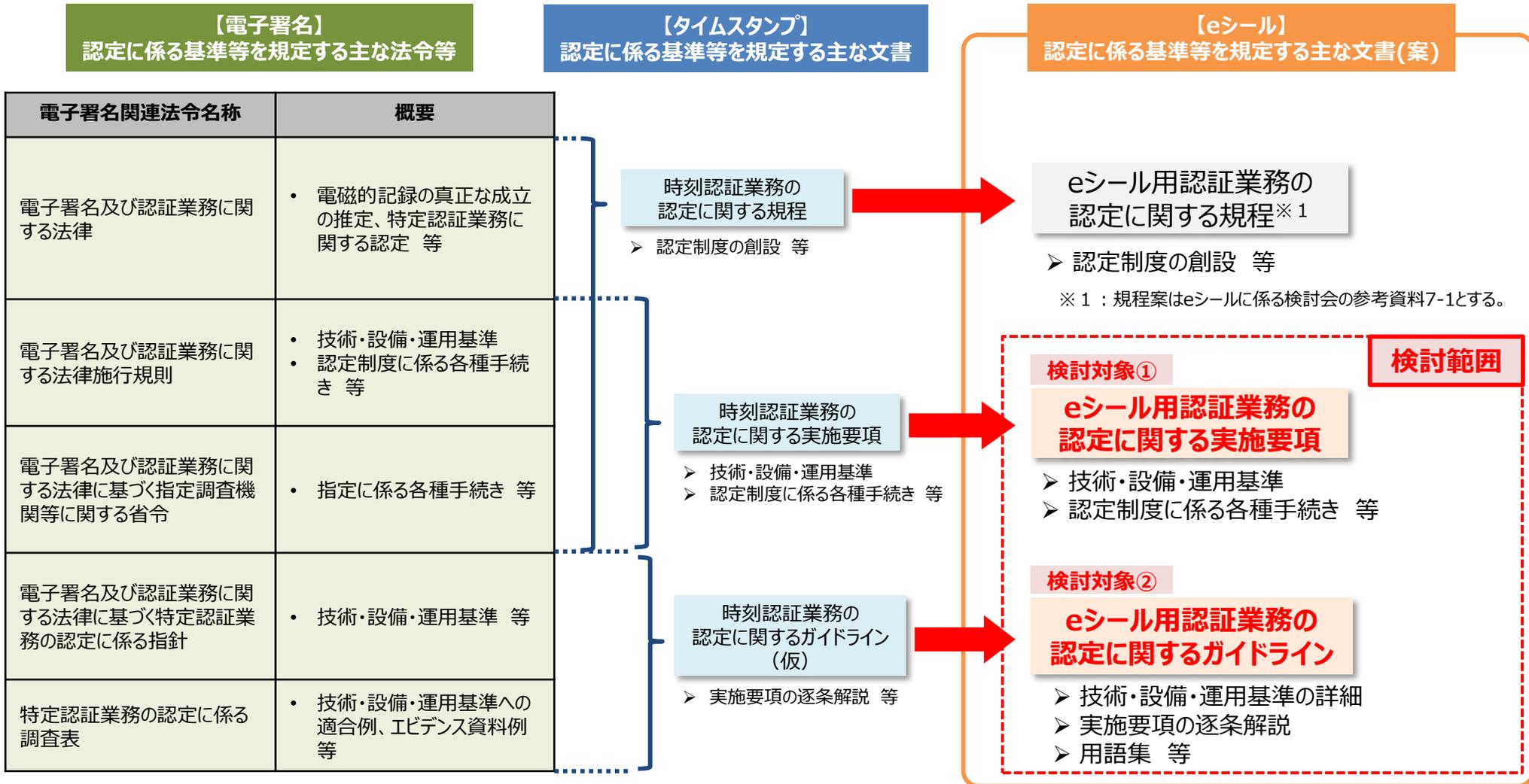
電子署名関連法令名称	
法律	電子署名及び認証業務に関する法律
政令	電子署名及び認証業務に関する法律施行令
省令	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則
	電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令
	電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第三項に規定する書類の記載事項を定める省令
告示	電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針
	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号の規定に基づき同号の主務大臣が告示で定める書類
	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号二の規定に基づき、主務大臣が告示で定める方法
その他	電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針
	特定認証業務の認定に係る調査表
	利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A
	利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A(電子署名法第3条関係)

タイムスタンプ関連の文書一覧

タイムスタンプ関連文書体系	
告示	時刻認証業務の認定に関する規程を定める件
その他	時刻認証業務の認定に関する実施要項
	時刻認証業務の認定に関するガイドライン（仮）

令和6年度調査研究事業においてガイドライン策定を検討予定

- 本会合においては、総務省告示（eシール用認証業務に係る認定制度に関する規程）の細則は、
 - ① eシール用認証業務に係る認定制度に関する実施要項：技術・設備・運用基準、各種手続き方法等を規定
 - ② eシール用認証業務に係る認定制度に関するガイドライン：技術・設備・運用基準、逐条解説等を規定
 としたい。（←本日結論を出したい事項）



実施要項及びガイドラインの検討方針

- 実施要項の検討においては、「時刻認証業務の認定に関する実施要項」を基に検討することとし、電子証明書を発行する業務特有の事項については電子署名法に基づく各種法令を参考に検討。
- ガイドラインの検討においては、R4年度の調査研究「eシールに関する調査研究」の成果物である適合性評価基準及び「特定認証業務の認定に係る調査表」を基に検討することとするが、各種基準（ETSI、WebTrust、JIPDECトラステッドサービス登録制度等）との整合性に配慮しながら検討。

【主な文書】

総務省告示

【記載内容】

認定制度の設置等
について規定

【主な検討方法】

細則の規定内容に基づいて
適宜規定を見直し

WG
検討範囲

検討対象①

実施要項

適合性評価に用いる**技術・設備・運用基準**や
認定制度に係る**各種
手続き方法**等について
規定

「**時刻認証業務の
認定に関する実施
要項**」を基に検討

電子署名法に基づく各種法令※1
を参考に規定案を検討

※1：主に「電子署名及び認証業務に関する
法律施行規則」を参照する。

検討対象②

ガイドライン

適合性評価に用いる
**技術・設備・運用基準
の詳細**や実施要項の
逐条解説等を規定

「**特定認証業務の
認定に係る調査
表**」及び「**R4年度
調査研究の成果
物である適合性
評価基準案**」を基
に検討

その他各種基準の最新版を
参考に検討

- ETSI
- Web Trust
- JIPDECトラステッドサービス登録制度

実施要項及びガイドライン作成における既存の類似文書の活用案

- 実施要項及びガイドライン案の各規定においては、基になる参照文書から活用可能な条文を抽出し、必要に応じて加除修正を施した上でドラフトを作成する。ドラフト作成に当たって、各文書の活用イメージを以下に示す。

検討対象	参照文書		
<p>【検討対象①】 eメール用認証業務の認定に関する実施要項</p> <p>告示の「総則」 ・第1条 目的／第2条 定義に対応した実施要項の規定</p> <p>告示の「認定の基準」 ・第3条 認定の第1項 認定の基準に対応した実施要項の規定</p> <p>告示の「認定の手続き」 ・第3条 認定の第2項～第6項／第4条 認定の更新／第5条 変更等の認定／第9条 認定の取消し／第10条 承継に対応した実施要項の規定</p> <p>告示の「認定事業者の責務」 ・第6条 運用規程／第7条 個人情報等の取扱い／第8条 実施状況の報告等／第11条 報告義務等に対応した実施要項の規定</p> <p>告示の「指定調査機関」 ・第12条 指定調査機関による調査～第24条 総務大臣による調査又は確認の業務の実施に対応した実施要項の規定</p>	<p>時刻認証業務の認定に関する実施要項</p> <p>○</p> <p>△ ※1</p> <p>○</p> <p>△ ※2</p> <p>○</p>	<p>電子署名及び認証業務に関する法律施行規則</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>○：大部分について活用できる可能性あり</p> <p>△：一部についてのみ活用できる可能性あり</p> <p>※1：「経理的基礎」、「技術的能力」についてのみ活用できる可能性あり。</p> <p>※2：「運用規程」、「個人情報等の取扱い」については認定の基準として位置付けるか検討が必要。</p>
<p>【検討対象②】 eメール用認証業務の認定に関するガイドライン</p> <p>「技術基準」 ・eメールの安全性に係る暗号技術に関する基準</p> <p>「設備基準」 ・設備室の入出場に係る基準、電気通信回線の不正アクセス防止に係る基準、HSMの基準 等</p> <p>「運用基準」 ・利用者の真偽の確認方法、重要事項説明に係る基準、発行申込に係る基準 等</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>特定認証業務の認定に係る調査表</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>その他基準 (ETSI・WebTrust等)</p> <p>—</p> <p>△</p> <p>△</p>

- 実施要項については、タイムスタンプに係る実施要項と同様、告示条文との対応関係が分かるように整理。
- ガイドラインについては、実施要項の条文に対して、適合性評価基準及びエビデンス例を整理。また、必要に応じて実施要項や適合性評価基準の要求事項を具体化した逐条解説を記載。

最終成果物のイメージ

<実施要項>

- 「時刻認証業務の認定に関する実施要項」と同様、告示の条文との対応関係が分かるように整理する。

【eシール用認証業務の認定に関する規程】

第3条 (中略)

二 eシール用認証業務の用に供する設備が別に定める基準に適合するものであること。

(認証業務用設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置)

- .● 認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。

<ガイドライン>

- 実施要項の条文との対応関係が分かるように、適合性評価基準及びエビデンス例を整理する。
- 必要に応じて、実施要項や適合性評価基準を具体化した逐条解説を記載する。
- ガイドライン末尾には文書内で使用する用語集を整理する。

【eシール用認証業務の認定に関する実施要項】

- .● eシール用認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。

【適合性評価基準】

- (1) 以下の(2)～(xx)の事項に関してCPS及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。
- (2) eシール用認証業務用設備(登録用端末設備を除く)が外部のネットワークと接続している場合、その認証業務用設備は、不正アクセス行為を防御するためのファイアウォール機能及びネットワークベースの侵入検知機能を備えた通信機器を有し、それらを介して通信が行われること。

...

【エビデンス例】

- (1) 認証業務用設備等のセキュリティ関連文書
- (2) 論理的ネットワーク構成図、物理的ネットワーク構成図

...

【逐条解説】

eシール用認証業務において使用される電気通信回線は、...

【用語集】

認証局：...

- 実施要項の検討における主な論点案を以下に示す。

項目	実施要項における主な論点
全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術・設備・運用基準や認定に係る各種手続き等に関する規定は、主に「時刻認証業務の認定に関する実施要項」及び「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」を活用することとし、eシール独自に検討が必要な規定については個別の論点として取り上げて議論する方針でよいか。 ● 実施要項で定義付けるべき用語は何か。
技術基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子署名法のように具体的な暗号技術について規定するのではなく、CRYPTRECの「電子政府推奨暗号リスト」を参照することとするか。
運用基準 利用者の真偽の確認の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者（eシール用電子証明書の発行対象）の真偽の確認方法について、実施要項においてどのように規定するか。 <small>※「eシールに係る検討会」において、組織等の実在性確認は①法的実在性確認、②物理的実在性確認、③運営的実在性確認の3つの観点で確認すべきと結論を得ているため、これを踏まえて規定する必要あり。</small>
その他 運用基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者eシール符号（利用者の秘密鍵）の生成者・管理者について、リモートeシールサービス提供事業者を排除しないようにどのような規定を設けるか。 ● タイムスタンプに係る認定制度においては、休廃止の通知方法、eシール用認証業務の実施に関する規程の内容及び個人情報の取扱い等について、認定の基準となっていないが、eシールに係る認定制度においては電子署名に係る認定制度と同様、認定の基準として位置付けるか。 ● 帳簿書類の作成及び保存に関する規定については、認定の基準として位置付けるとともに、電子署名施行規則の規定と同様とするか。 ● 技術的能力に関する規定をどうするか。 <small>※：タイムスタンプに係る認定制度では、「技術的能力については、時刻やサイバーセキュリティに関する専門性の優れた要員を配置し、認定業務を継続的に安定して遂行するための教育訓練を行うこととする。」と規定されている。</small>

検討スケジュール案

- 令和6年6月より月1回の頻度で計8回程度の会合を開催予定。
- 令和6年度中の総務大臣認定制度の運用開始に向けて検討するが、検討スケジュールは以下のとおりとしたい。 **(←本日結論を出したい事項)**

		R6年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
①有識者会議での議論														
	第1回 進め方、論点出し			▼ 6/13										
	第2回 実施要項案の検討			▼ 6/27										
	第3回 ガイドライン案の検討（技術・設備基準）				▼ 7/23									
	第4回 ガイドライン案の検討（運用基準）					▼ 8/20								
	第5回 ガイドライン案の検討（運用基準）						▼ 9/30							
	第6回 ガイドライン案の検討（運用基準）							▼ 10/24						
	第7回 取りまとめ・適合性評価の効率化方法の整理								▼ 11/14					
	第8回 取りまとめ・適合性評価の効率化方法の整理									▼ 12/18				
②告示公示、実施要項等公表													←————→	

開催スケジュール
 第1回：6月13日（木）15時～17時
 第2回：6月27日（木）10時～12時
 第3回：7月23日（火）15時～17時
 第4回：8月20日（火）15時～17時
 第5回：9月30日（月）13時～15時
 第6回：10月24日（木）13時～15時
 第7回：11月14日（木）15時～17時
 第8回：12月18日（水）15時～17時